

公 示

過疎地域における一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の輸送力補完のための
自家用自動車の有償運送の許可申請に関する審査基準について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項及び第43条の適用される要件に該当する過疎地域（同法第3条第1項及び第2項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第41条第1項、第2項及び第3項に基づく「過疎地域とみなされる区域」、同法第42条に基づく「過疎地域とみなされる区域」及び同法第44条第4項に基づく「過疎地域とみなされる区域」を含む。以下「過疎地域」という。）及び過疎地域を域内に含む市町村において、一般乗合旅客自動車運送事業者（区域運行を行う者に限る。以下同じ。）との雇用契約に基づき区域運行型の運送サービス（路線を定めず、利用者の需要に応じた乗合運送を行う形態をいう。以下「区域運行サービス」という。）を提供する者（以下「契約運転者」という。）が、その使用権原を有する自家用自動車を使用して行う有償運送に係る道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条第3号の規定に基づく許可については、下記の基準により審査を行うこととしたので公示する。

令和6年1月29日

中部運輸局愛知運輸支局長 古橋 靖弘

記

1. 許可申請手続は、契約運転者と雇用契約関係にある一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「契約事業者」という。）から別紙「様式1」の自家用自動車有償運送許可申請書を管轄の運輸支局長あてに提出させることにより代理申請させるものとする。なお、複数の申請を行う場合にあっては、契約事業者から一括代理申請させるものとする。
2. 自家用自動車有償運送許可申請書には、次の書類を添付させるものとする。
 - （1）契約事業者上添付させるもの
 - ①自家用自動車有償運送許可申請者名簿（別紙「様式2」）
 - ②旅客自動車運送事業者において定める自動車の運行管理の体制及び運行管理の指揮命令系統を記載した書面
 - ③旅客自動車運送事業者において定める事故防止についての教育及び指導体制等を記載した書面

- ④旅客自動車運送事業者において定める事故時の処理及び責任体制等を記載した書面
- ⑤旅客自動車運送事業者において定める車両についての整備管理体制等を記載した書面
- ⑥旅客自動車運送事業者において定める利用者からの苦情処理に関する体制等を記載した書面
- ⑦旅客自動車運送事業者において定める事故等に対応する損害賠償能力の内容を記載した書面
- ⑧旅客自動車運送事業者において運行管理者を選任する場合には、運行管理者資格者証（写）
- ⑨道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する第2種運転免許を保有していない場合には、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「施行規則」という。）第51条の16第1項第1号に規定する国土交通大臣が認定する講習の修了を証した書面（写し）又は修了する具体的な計画を記載した書面（施行規則第51条の16第1項第2号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。
- ⑩契約事業者と契約運転者との間で定める雇用契約書（写）

（2）契約運転者に添付させるもの

- ①法第7条各号の規定に該当しないことを示す書面（宣誓書）（別紙「様式3」）
- ②運転免許停止処分を受けていないこと等を示す書面（宣誓書）（別紙「様式4」）

3. 許可基準

上記1. の許可申請があったときは、以下の基準に適合するかどうかを審査し、適合する場合にあっては、公共の福祉を確保するためにやむを得ないものと認めて許可するものとする。

- （1）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく協議会（以下「協議会」という。）又は施行規則に基づく地域公共交通会議（以下「地域公共交通会議」という。）において、契約事業者により必要な旅客輸送の確保が困難な区域が過疎地域及び過疎地域を域内に含む市町村内に存在する旨の協議が調っていること。
- （2）（1）において協議が調った区域において、自家用自動車有償運送による区域運行サービスを行うものであること。
- （3）契約事業者の責任において、当該有償運送を行う自家用自動車（乗車定員4人以上10人以下の車両に限る。以下「有償運送車両」という。）について、次に掲げる輸送の安全の確保に係る措置が適切に行われているものであること。
 - ①運行管理を行う体制が整備されていること
 - ②運行管理の指揮命令系統が明確であること

- ③乗車定員 10 人以下の一般乗合旅客自動車運送事業の事業用自動車及び有償運送車両の合計数が 5 両以上の運行を管理する営業所ごとに、当該合計数を 40 で除して得た数（1 未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）に 1 を加算して得た数以上の有資格の運行管理者が選任されていること。
- ④事故防止についての教育及び指導体制が整備されていること。
- ⑤事故時の処理、連絡体制及び責任体制が整備されていること。
- ⑥整備管理の体制が整備されていること。

（4）有償運送車両の数は、契約事業者が契約運転者を運行管理する営業所における一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の車両数（当該地域に所在する区域運行サービスの用に供する車両数が著しく少なく、地方運輸局長が必要と認める場合についてはこの限りではない。）の範囲内であること。

（5）有償運送車両について、対人 8,000 万円以上及び対物 200 万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る。）に加入していること又は加入する具体的な計画があること。

（6）有償運送許可申請者は、以下のいずれかの基準により、十分な能力及び経験を有していると認められること。

- ①道路交通法に規定する第 2 種運転免許を保有し、申請日前 2 年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けていないこと。
- ②道路交通法に規定する第 1 種運転免許を保有し、申請日前 2 年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許の停止処分を受けておらず、さらに、施行規則第 51 条の 16 第 1 項第 1 号に規定する国土交通大臣が認定する講習を修了し、又は修了する具体的な計画があること（施行規則第 51 条の 16 第 1 項第 2 号に規定する要件を備えている場合又は当該要件を具備する具体的な計画がある場合を含む。）。

（7）運賃及び料金が以下のいずれかの方法により設定されていること。

- ①契約事業者が法第 9 条第 6 項に基づき運賃及び料金を届け出る方法
- ②協議会又は地域公共交通会議における協議により運賃及び料金を調える方法

（8）有償運送車両には、（別記）による表示を行うこと。

（9）有償運送車両内には、利用者から収受する運賃及び料金を掲示すること。

4. 許可に付す条件

許可に当たっては、以下の条件を付すものとする。

（1）許可に基づく有償運送は、契約事業者の指示により行われるものであること。

- (2) 契約事業者の名称及び有償運送車両の自動車登録番号又は車両番号について利用者に見やすいように車内に表示すること。
- (3) 許可に基づく有償運送に係る区域は、3. (1) で協議が調った区域に限られること。
- (4) 契約事業者と契約運転者の雇用契約が無効になった場合には、当該許可書を返納すること。
- (5) 契約運転者が次に該当することとなった場合は、契約事業者は運輸支局長に対して契約運転者に代わり遅滞なく届出を行うこと。
 - ①氏名又は住所を変更したとき。
 - ②使用車両を変更したとき。
 - ③自家用自動車有償運送を廃止したとき。
- (6) (1) から (5) の条件に違反した事実が判明した場合には、許可を取り消すことがあること。

5. 許可に付す期限等

許可に当たっては、5年間の期限を付すものとする。ただし、以下の(1)～(4)に該当することとなった場合の当該期限等については、それぞれに定めるところによるものとする。

- (1) 契約事業者が法第38条第1項の規定に基づきその事業の休止又は廃止の届出を行った場合
当該事由が発生した日
- (2) 契約事業者が法第40条の規定に基づきその事業の許可の取消処分を受けた場合
当該事由が発生した日
- (3) 契約事業者が法第7条に基づく欠格事由が生じた場合
当該事由が発生した日
- (4) 契約事業者が法第40条の規定に基づき事業の停止処分を受けた場合
当該処分期間中は、当該処分を受けた営業所において運行を管理する自家用自動車に係る許可を無効とし、当該処分期間は、許可の期限に含まれるものとする。

6. 許可の取扱いにおける留意点

- (1) 許可に基づく有償運送に係る運送契約は、あくまでも利用者と契約事業者との間で

締結することから、運送責任は契約事業者が負うものであること。

- (2) 許可に基づく有償運送に係る対価については、利用者と契約事業者との間の運送契約に基づき支払いが行われるものであること。

附 則（令和6年1月29日 愛運支局公示第41号）

本審査基準は、令和6年1月29日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

附 則（令和7年3月5日 愛運支局公示第29号）

本審査基準は、令和7年3月5日以降に申請を受け付けるものから適用するものとする。

（別記）

有償運送車両の表示事項及び方法は次のとおりとする。

1. 「有償運送車両」又は「78条許可車両」の文字
2. 1. の文字は大きさ縦横50ミリメートル以上の横書きとし、ステッカー、マグネットシート又はペンキ等により、有償運送車両の側面両側外部に見やすいように表示する。

令和 年 月 日

中部運輸局 愛知運輸支局長 殿

〇〇〇他〇名申請代理人
住所
契約事業者の氏名又は名称
代表者名

自家用自動車有償運送許可申請書

このたび、下記のとおり自家用自動車の有償運送を行いたいのので、道路運送法第 78 条第 3 号及び同施行規則第 50 条の規定により、関係書類を添えて申請致します。

記

1. 氏名及び住所

別紙自家用自動車有償運送許可申請者名簿のとおり

2. 運送需要者

3. 運送しようとする人の数

1 ヶ月約〇〇人

4. 運送しようとする期日又は期間

許可の日から 5 年間

5. 運送しようとする区域

〇〇市（〇〇町、〇〇村）

6. 有償運送を必要とする理由

別紙「様式2」

[illegible]

愛知運輸支局長 殿

現住所：_____

氏名：_____

生年月日：大正・昭和・平成・令和 年 月 日生

宣誓書

1. 道路運送法第7条（欠格事由）各号の規定に該当致しません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 年 月 日

愛知運輸支局長 殿

現住所： _____

氏 名： _____

宣 誓 書

1. 私は、現在までの2年間に於いて無事故であり、かつ、運転免許停止処分を受けておりません。

上記に相違ないことを宣誓致します。

令和 年 月 日